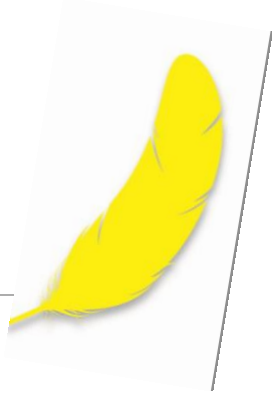
資料3

令和7年度　東北ブロック居住支援連絡会議

更生保護における居住支援について



立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

東北地方更生保護委員会

住宅セーフティネット制度における
刑務所出所者等の位置づけ

法律で定める者

① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25%）以下）

② 被災者（発災後３年以内）

③ 高齢者

④ 障害者

⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者

⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- 外国人　等

（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、ＤＶ被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**矯正施設退所者等、**生活困窮者など）

- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
（発災後３年以上経過）
- 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、ＬＧＢＴ、ＵＩＪターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

⑧　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する**保護観察に付されている者**又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する**更生緊急保護を受けている者**

住宅確保要配慮者の対象

①保護観察対象者（保護観察処分少年（1号観察）、少年院仮退院者（2号観察）、仮釈放者（3号観察）、保護観察付執行猶予者（4号観察））

保護観察所のかかわり：　法定期間は保護観察所の指導を受けなければならない！

☆指導監督（毎月保護観察官や保護司と面接義務、転居・旅行許可手続義務等の約束事が設定。守らない場合、矯正施設に収容させることが可能）

●補導援護（宿泊場所の供与、食事給与、帰住援助（旅費支給）、金銭・衣料等給貸与、医療就職・その他）

※期間は大体1か月～5年くらいと幅広い

②更生緊急保護対象者（刑執行終了、単純執行猶予、起訴猶予、処分保留、罰金、労役場等）※交通違反による罰金（略式命令）処分者等身柄拘束がなかった人は対象外

保護観察所のかかわり：　あくまで本人の申出による（任意）。不良措置（刑務所に入れる）はできない

●宿泊場所の供与、食事給与、帰住援助（旅費支給）、金銭・衣料等給貸与、医療就職・生活指導等の援護

※期間は最大2年間（原則6か月。必要性が認められれば更に1年6月）　更生保護施設や自立準備ホームへの委託、金品の給与は最大1年間

その他の支援対象者（R5.12新設）

※刑余者としては要配慮者の対象ではないものの、ほとんどの場合、低額所得者・高齢者・障害者などには該当する

③地域援助支援対象者（保護観察終了者、更生緊急保護期間経過者、過去に犯罪・非行をした者、犯罪等のおそれのある問題を抱える者で支援を必要とする者）

保護観察所のかかわり：

A　支援対象者への援助

●医療、福祉、就職、生活指導、相談などの援助

※期間の定めなし

B　支援機関等（関係機関、団体、地域住民、本人の家族等）への援助

●支援対象者への対応に関する助言等

●研修、事例検討会等への協力

※期間の定めなし

支援対象者から同意がない場合、保護観察所から個人情報の提供は不可

刑執行終了者等（矯正施設を出所した者）に対する援助

更生緊急保護が受けられるのに申出がない、又は法定期間が経過済みの者に対して、その者の意思に反しない場合に実施（更生緊急保護を補完するもの）

保護観察所のかかわり：

●医療、福祉、就職、生活指導、相談などの援助

※期間の目安は2年以内



今後、要配慮者の対象になるかな？

刑務所出所者等に対する居住支援
～更生保護施設～

更生保護施設の役割

◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
◆ 仮釈放者の約３割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

● SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援［特定補導］を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を推進
● 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
（主に少年を受け入れる更生保護施設（３施設）にも福祉スタッフを配置（ R4年度～））
● 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
● 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組［訪問支援事業］を実施（R３年度～）

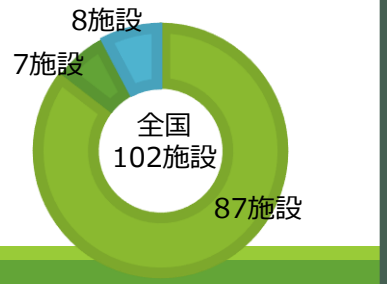
保護の概況



各都道府県に１施設以上設置

（R6.4.1現在）

◆施設数　102施設
◆定　員　2,403人



体　制

◆経営主体

更生保護法人	99施設
社会福祉法人	1施設
ＮＰＯ法人	1施設
一般社団法人	1施設

・収入の８割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。

◆職員体制
・常勤職員　５名程度
・非常勤職員（調理員、宿日直職員等）を配置

刑務所出所者等に対する居住支援
～自立準備ホーム～

更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

H23年度～

緊急的住居確保・自立支援対策

保護観察所

委託

業務指示

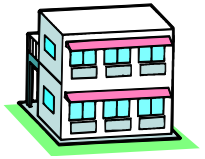
（自立準備ホーム）民間の法人等



生活支援



借り上げアパート



施設の一室

（食事の提供）



- 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- 「食事」の提供も可能

自立

路上生活者を支援するＮＰＯ法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するＮＰＯ法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者

刑務所出所者等に対する居住支援
～更生保護施設等の課題～

- **更生保護施設等は一時的な住居**であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして、一定期間の経過後には退所していくことが求められる。
- 更生保護施設等における**集団生活への適応が困難な者**の選択肢がない。
- 更生保護施設等に入所した出所者等の多くは、頼ることができる親族等がいないことから、**自立先（施設退所後の住居）を調整・確保するに当たって様々な困難**が生じやすい。



再犯防止に向けた取組
～再犯防止推進法と再犯防止推進計画～

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する背策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画は、令和4年度末をもって計画期間が終了

第二次再犯防止推進計画（令和５年３月17日閣議決定）

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定されたもの
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5か年

再犯防止に向けた取組
~第二次再犯防止推進計画~

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援**を実現すること。

② **就労や住居の確保のための支援をより一層強化すること**に加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び**民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点**を構築すること。

③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
③ 学校等と連携した修学支援
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
⑤ 民間協力者の活動の促進
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

（具体的施策）地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】

法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、**居住支援法人との連携を強化**し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

更生保護における居住支援法人との連携

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

居住支援協議会への参加

- 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明　　等

居住支援法人と連携した事例

- 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約手続支援含む）と見守り支援を実施
- 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

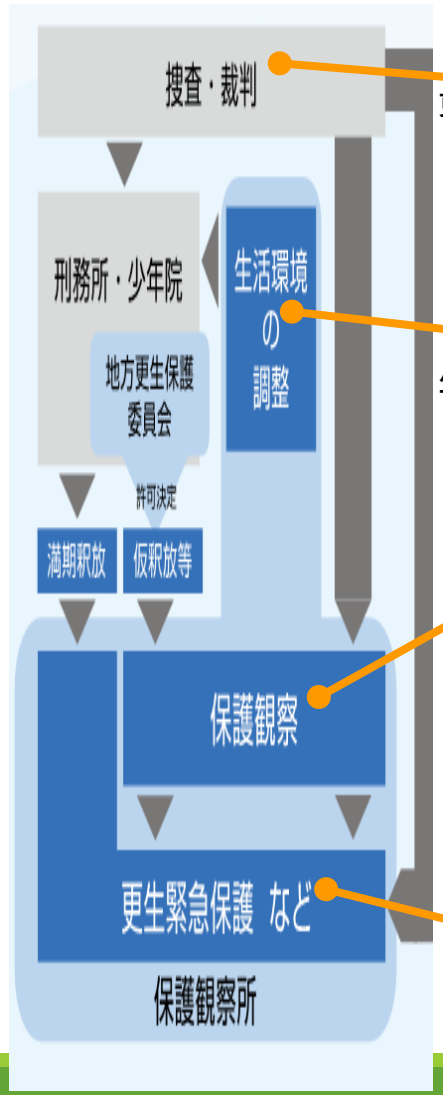
居住支援法人との連携、居住支援法人協議会との参加状況（東北管内）

◆居住支援法人との連携、居住支援法人協議会への参加状況（令和6年度）

	居住支援法人との連携								居住支援法人協議会への参加
庁名	法人数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	参加回数
東北委員会		0	0	0	0	0	0	0	2
青森保護観察所	7	0	0	0	0	0	0	0	2
盛岡保護観察所	15	1	1	0	0	0	1	0	1
仙台保護観察所	18	3	1	1	0	0	0	1	0
秋田保護観察所	7	9	6	8	4	0	2	0	1
山形保護観察所	5	1	1	1	1	1	18	0	0
福島保護観察所	12	5	4	4	0	0	0	0	2
計	64	19	13	14	5	1	21	1	8

①物件情報の紹介等に関する連携
②契約手続の支援等に関する連携
③入居中の見守りサービス（生活相談・緊急発生時の対応含む）に関する連携
④住居提供者に対する不安軽減の取組
⑤賃貸人の開拓・確保
⑥その他
⑦連携がうまくいかなかったケース

更生保護における居住支援法人との連携事例



	課題（困りごと）	連携・支援の内容
更生緊急保護対象者（20代）	• **起訴猶予で釈放見込み**であるが、**帰る家がない** • 周囲の音に敏感な傾向があり、**集団生活は苦手**	• **地方検察庁**から入口支援対象者について保護観察所に連絡があり、**保護観察官**が居住支援法人に協力依頼 • **釈放後**、本人が更生緊急保護の申出を行い、**自立準備ホームに入所** • **生活保護受給決定後、同法人が所有するアパートに入居**
生活環境調整対象者（30代）	頼れる親族がおらず、**更生保護施設への入所を希望している**が、**受入不可**が続いている	• **地方更生保護委員会**の指示により保護観察所の**保護観察官**が居住支援法人に協力依頼 • **同法人職員が矯正施設で本人と面接**した上で、**満期釈放までに一時帰住先として同法人運営のシェルターを確保** • 本人は、**釈放日に同法人職員による同行支援**を受け、生活保護を申請後、シェルターに入所 • その後、本人は、**同法人職員によるアパート契約手続等の支援を受け、アパートに入居**
保護観察対象者（40代）	• 仮釈放で更生保護施設に帰住 • 自立資金も貯まったが、**更生保護施設退所後のアパートが見つからない** • **緊急連絡先を書けない**し、**保証会社の審査も通らない**	• 本人から相談を受けた**更生保護施設職員**が、居住支援法人に連絡 • **居住支援法人が緊急連絡先となる**など、同法人の協力を得て、住居確保
更生緊急保護対象者（60代）	• 満期釈放後、更生緊急保護を申し出て自立準備ホームに入居 • **自立準備ホーム退所後の住居が見つからない** • 生活保護を受給し、**通院先に通院しやすい単身アパートでの生活を希望**	• 本人から相談を受けた**保護観察官**が居住支援法人に協力依頼 • 居住支援法人が、**本人の特性及び入居後の通院に配慮した調整**を行い、住居確保

（※）保護観察所・更生保護施設等で対応した事例を再構成したもの。

訪問支援事業について

背景・導入の経緯

○　更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため**「フォローアップ事業」を開始**（H29年度～）

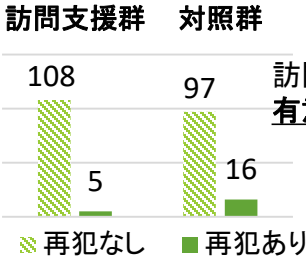
○　満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）

○　更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

➡　アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効　果

訪問支援は再犯防止に効果あり



訪問支援群の方が**有意に再犯が少ない**

訪問支援群　**4.4%**

対照群　14.2%

【対象】令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人

【方法】訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概　要

実施施設

全国19施設を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置

［函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（２施設）、横浜、新潟、金沢、京都（２施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島］

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の**自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

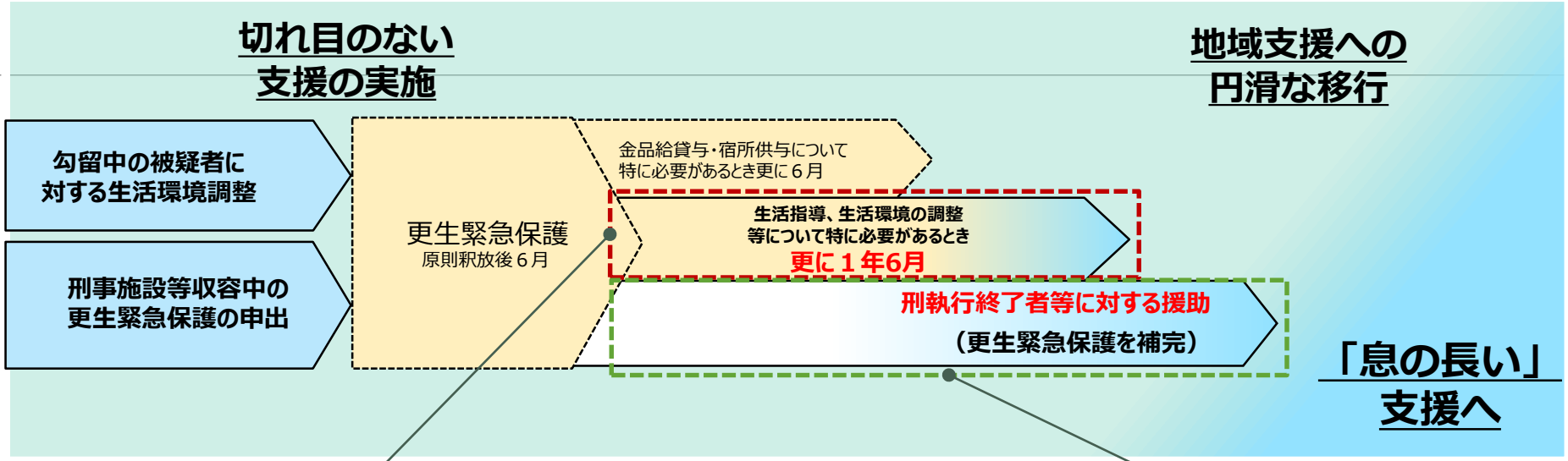
定期的な訪問による生活相談支援等

・日常生活に関する相談
・就労支援
・金銭管理指導
・福祉関係団体等とのケア会議
・行政サービスの利用援助
・関係機関等への同行支援
・・・等



刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正①
～更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設～

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進



生活環境の調整等を行う更生緊急保護の期間を最長**1**年→**2**年に**拡大**

（本人の申出が必要）

刑執行終了者等の改善更生等のための情報提供・助言等の**援助の創設**

（本人の申出は不要・その意思に反しないことを要確認）

更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの

【対象】
- ○ 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- ○ 保護観察に付されない執行猶予者
- ○ 検察官が直ちに訴追不必要と認めた者
- ○ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- ○ 少年院退院者・仮退院期間満了者など

【措置内容】
- ● 宿泊場所の供与（更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託）
- ● 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- ● 宿泊場所への帰住援助（旅費給与）
- ● 生活指導　など

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正②
～更生保護に関する地域援助～

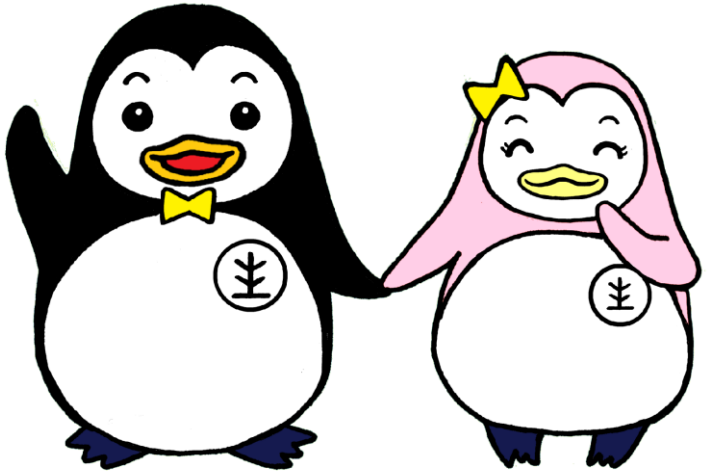
「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、
地域住民又は関係機関等からの**相談に応じ**、
情報の提供、助言等の**必要な援助を行う**



保護観察所が支援対象者に対して**自ら援助を行う**とともに、
地域の支援に円滑につなぐことを可能とする**地域支援ネットワークの構築**に取り組む



更生保護のマスコットキャラクター　更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。